5	⑴　京都府京都市西京区大原野外畑町93　(504.00) ⑵　京都府京都市北区大森大谷231　(853.00)	北緯34度58分11秒東経135度37分08秒の地点と北緯34度58分19秒東経135度37分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度58分29秒東経135度37分17秒の地点と北緯35度01分44秒東経135度38分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度01分50秒東経135度39分02秒の地点と北緯35度09分09秒東経135度42分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	⑴　大阪府柏原市雁多尾畑3685　(361.10) ⑵　大阪府八尾市東老原２―46　(51.00)	北緯34度35分51秒東経135度38分52秒の地点と北緯34度35分52秒東経135度38分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度35分53秒東経135度38分42秒の地点と北緯34度36分27秒東経135度36分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	⑴　福島県相馬市大字山上字ケシネ国有林261　(696.50) ⑵　宮城県伊具郡丸森町字川田島　(563.00)	北緯37度48分01秒東経140度47分32秒の地点と北緯37度54分39秒東経140度43分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	⑴　青森県上北郡七戸町字五庵ノ下171　(190.50) ⑵　青森県上北郡東北町字大沢５―４　(120.50)	北緯40度46分49秒東経141度06分27秒の地点と北緯40度48分16秒東経141度10分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯40度48分17秒東経141度10分49秒の地点と北緯40度48分47秒東経141度12分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	⑴　東京都府中市浅間町１―５―５　(141.00) ⑵　東京都小平市喜平町２―３―１　(119.30)	北緯35度40分32秒東経139度29分46秒の地点と北緯35度42分47秒東経139度29分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　福井県福井市大手３―17―１　(58.50) ⑵　福井県丹生郡越前町大谷寺84―１　(644.00)	北緯36度03分55秒東経136度13分18秒の地点と北緯36度03分15秒東経136度11分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	⑴　富山県富山市新総曲輪１―７　(57.30) ⑵　石川県金沢市二俣町19―７　(534.00)	北緯36度41分41秒東経137度12分38秒の地点と北緯36度41分27秒東経137度11分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度41分23秒東経137度11分47秒の地点と北緯36度39分43秒東経137度07分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度39分39秒東経137度06分56秒の地点と北緯36度39分25秒東経137度06分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度39分23秒東経137度06分12秒の地点と北緯36度33分13秒東経136度49分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	⑴　石川県金沢市鞍月１―１　(66.00) ⑵　石川県羽咋郡宝達志水町上田外11ヶ字入会　(663.00)	北緯36度35分38秒東経136度37分35秒の地点と北緯36度38分39秒東経136度40分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度39分16秒東経136度41分11秒の地点と北緯36度46分53秒東経136度48分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	⑴　石川県金沢市鞍月１―１　(66.00) ⑵　石川県金沢市二俣町19―７　(544.00)	北緯36度35分38秒東経136度37分35秒の地点と北緯36度33分42秒東経136度46分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度33分40秒東経136度46分46秒の地点と北緯36度33分12秒東経136度48分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	⑴　福井県福井市大手３―17―１　(57.90) ⑵　石川県加賀市熊坂町未37―17　(275.00)	北緯36度03分53秒東経136度13分16秒の地点と北緯36度06分20秒東経136度14分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度06分31秒東経136度14分16秒の地点と北緯36度15分31秒東経136度17分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	⑴　大阪府大阪市西区南堀江３―16―30　(164.00) ⑵　大阪府大阪市住之江区南港北１―14―16　(242.60)	北緯34度40分15秒東経135度29分13秒の地点と北緯34度40分12秒東経135度29分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度40分10秒東経135度29分03秒の地点と北緯34度39分43秒東経135度28分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度39分41秒東経135度27分57秒の地点と北緯34度39分21秒東経135度27分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度39分18秒東経135度27分06秒の地点と北緯34度39分08秒東経135度26分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度39分05秒東経135度26分37秒の地点と北緯34度38分52秒東経135度26分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度38分34秒東経135度25分27秒の地点と北緯34度38分32秒東経135度25分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域